

県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）
（昭和31年12月28日宮城県教育委員会規則第17号）
最終改正 平成29年3月教育委員会規則第11号

（趣旨）

第一条 県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域については、この規則の定めるところによる。

（通学区域）

第二条 高等学校の通学区域は、宮城県の全地域とする。

（他都道府県に住所を有する者の取扱い）

第三条 他の都道府県に住所を有する者が宮城県の高등학교に就学しようとするときは、別に定める場合を除き、宮城県教育委員会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により承認を得ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、その者の在学する若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又はその者の在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、第四号に掲げる理由を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。

一 現住所、氏名及び生年月日

二 在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業若しくは前期課程の修了の年月

三 保護者の現住所及び氏名

四 高等学校への就学を必要とする理由

附 則

この規則は、平成29年3月31日から施行する。

仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）
（平成12年3月23日仙台市教育委員会規則第4号）
改正 平成29年2月23日教育委員会規則第2号

（趣旨）

第一条 この規則は、仙台市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第二条 市立高校の通学区域は、宮城県の全地域とする。

（他都道府県からの就学）

第三条 他の都道府県に住所を有する者がやむを得ない理由により市立高校に就学しようとするときは、当該市立高校の校長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その者の在学する若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又はその者が在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、第四号に掲げる事項を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。

一 現住所、氏名及び生年月日

二 在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業年月若しくは前期課程の修了年月

三 保護者の現住所及び氏名

四 市立高校への就学を必要とする理由

附 則

（施行期日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

石 巻 市 立 高 等 学 校 の 通 学 区 域 に 関 す る 規 則 （ 抄 ）
（平成 17 年 4 月 1 日石巻市教育委員会規則第 15 号）

最終改正 平成 29 年 3 月 29 日教育委員会規則第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、石巻市立高等学校の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第 2 条 石巻市立高等学校の通学区域は、宮城県の全地域とする。

（他都道府県からの通学）

第 3 条 他の都道府県に住所を有する者でやむを得ない理由により石巻市立高等学校への就学を希望する者は、教育委員会の承認を得て、石巻市立高等学校に通学することができる。

2 前項の承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該者の在学する若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又は当該者が在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、石巻市立高等学校への就学を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

（1） 現住所、氏名及び生年月日

（2） 在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月、又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業年月若しくは前期課程の修了年月

（3） 保護者の現住所及び氏名

（4） 石巻市立高等学校への就学を必要とする理由

（補則）

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。